

平成27年度

桑名市公民連携公共サービス提案制度募集要領

桑名市が実施する事務事業について、「市民サービスの向上」、「経費の削減」などにつながる民間企業等からの提案を募集します。

- ◆ 対象となる事業
桑名市の実施する事務事業の内から選定した事務事業（モデル事業）
- ◆ 提案できる方
提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意団体等（※個人は除く）
- ◆ 提案期間
平成27年9月14日（月曜日）から 平成27年10月14日（水曜日）まで
- ◆ 提案方法
郵送または持参により政策経営課へ提出



平成27年9月

桑名市 市長公室 政策経営課

本制度に関する問合せ先

〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地

桑名市 市長公室 政策経営課

電話 0594-24-1463

メール seisakum@city.kuwana.lg.jp

1.趣 旨

現在、市が実施している事務事業について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者のアイデアを適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すため、公共サービスに関する提案を募集します。

民間等から寄せられた提案は、全庁的に検討していきます。

実際に提案があった内容の事業を実施する場合、実施主体の選定は、地方自治法、地方自治法施行令、桑名市契約規則その他の契約事務に関する法令等に基づく適切な契約手法により行います。

提案者が必ずしも事務事業の実施主体になるとは限りませんので、ご了承ください。

2.提案の対象となる事務事業

本市の実施する事務事業の内から選定された事務事業を「モデル事業」として、提案の対象とします。

対象となる「モデル事業」を以下のホームページに掲載しますので、提案の前にご確認いただきますようお願いいたします。

◆ モデル事業一覧

<http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/25,47080,208,753,html>

3.提案できる方

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意団体等、個人を除くすべての団体が提案することができます。

ただし、次に掲げる団体は提案できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 応募書類提出時に桑名市から入札参加停止 **又は入札参加保留**の措置を受けている者
- (3) 桑名市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 桑名市暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する者
- (5) 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
- (6) 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- (7) 公共性・公平性に問題がある等、その他、桑名市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

※複数企業等から1つの提案をいただくことも「可」としますが、その際は代表企業等を設定して、責任の所在を設定してご提案ください。

4.募集する提案

提案の対象となっているモデル事業について、民間ならではのアイデアやノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や事業の効率化が見込まれる具体的な提案を募集します。

以下のような提案は受付できませんので、ご注意ください。

- (1) 新たに事業を開始する提案
- (2) 事業そのものを廃止する提案
- (3) 法令に反するもの又は法令に反すると認められる提案
- (4) 単に自社製品のあっせんを求めていると認められる提案
- (5) 具体性がなく、抽象的なアイデアのみと認められる提案

5. 事前説明会

提案を検討している方は、できる限り事前説明会にご出席ください。

【説明会開催日時】：平成27年10月2日（金） 午前10時から午前11時まで

【説明会開催場所】：桑名市役所3階 第2会議室

※説明会参加希望者は、事前に申込書（別添）をFAX又は電子メールにてお送りいただき、当日名刺を持参してください。ただし、参加人数は、1事業者あたり2人までとします。

6. 事前協議・対話

制度に関することや客観的データの情報開示等をお知らせし、提案づくりのサポートをするため事前協議・対話を行います。事前協議・対話を希望される場合は、提案書の受付前に行いますので、ご注意ください。なお、相談内容により回答に時間がかかる場合などがありますので、あらかじめご了承ください。

※日時の指定はありませんが、あらかじめ相談内容等を政策経営課までお知らせください。

・制度に関する問合せ先

桑名市市長公室政策経営課

電話：0594-24-1463 FAX：0594-24-1412

メール：seisakum@city.kuwana.lg.jp

・モデル事業に関する問合せ先

モデル事業一覧から各モデル事業概要書に記載してある連絡先へお問合せください。

7. 提案書の受付

(1) 提出書類

提案に当たっては、次の資料を提出してください。提出書類は原則A4サイズで作成をお願いします。

◆ 提出書類

- ① 桑名市公民連携公共サービス提案制度に関する提案者調書及び添付書類
- ② 桑名市公民連携公共サービス提案制度に関する提案書
- ③ その他提案事業の内容が分かる参考資料（任意）
- ④ 登記事項証明書または代表者の身分証明書【コピー可】
- ⑤ 桑名市税、国税の未納税額がないことの証明書【コピー可】
（市税の完納証明書および国税の納税証明書）
- ⑥ 印鑑（登録）証明書【コピー可】

※桑名市の入札参加資格者名簿に登録された方がご提案いただく場合、④～⑥は不要です。

※複数企業等から1つのご提案をいただく際、①、④～⑥は提案者それぞれの分をご提出ください。

◆ 提案書様式等のダウンロード

<http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/25,47080,208,753,html>

(2) 提出方法、提出先

持参又は郵送のいずれかの方法で2部ずつ必要書類を揃えていただき、桑名市役所 政策経営課へご提出をお願いします。

(3) 提出期間

平成 27 年 9 月 14 日（月）から平成 27 年 10 月 14 日（水）まで

- ・ 持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日を除く。）
- ・ 郵送の場合は、締め切り日の当日消印有効

(4) 注意事項

- ・ ご提出いただいた資料は返却しませんのでご了承ください。
- ・ 提案内容について質問をさせていただくため、本市から提案者に連絡をさせていただくことがあります。また、必要に応じて提案書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ・ 提案の成立・不成立に関わらず、桑名市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（事前協議等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。

8.提案書の受付可否

(1) 受付の可否を判定

具体性のある提案であるか、新たに事業を開始するものではないかなど、提案を受け付けるか否かを判定します。

(2) 受付不可の旨の通知

提案内容が受付不可能な場合は、提案者へ郵送で通知します。

9.提案の検討

受付を行った提案は以下の観点により、実現の可能性などについて検討をします。

《主な検討の観点》

- (1) 民間等のアイデア及びノウハウの活用
民間等が持つ専門知識、経営能力、技術力等を活用していること
- (2) 市民サービスの質の向上
市民に提供されるサービスの質の向上が期待できること
- (3) 桑名市の業務効率化への効果
提案を取り入れた事業を実施するに当たり、業務の効率化や経費の削減が図られること
- (4) 法令等による制限の有無
提案を取り入れた事業を実施するに当たって、法令、事務性質等による制限がないこと
- (5) 行政責任の担保
公平性・公正性・守秘義務が担保され、行政責任が損なわれないこと
- (6) 提供する市民サービスの安定性
安定的、継続的な市民サービスの提供が確保され、中長期的にも継続されること
- (7) その他
モデル事業個別の事情に応じて考慮すべき事項について、必要な対応などが図られていること

10.審査結果の通知と公表

(1) 検討結果の通知

提案に対する本市の検討結果（合・否）は、提案者へ郵送で通知します。

(2) 提案と検討結果の公表

提出されたすべての提案については、ホームページ等で公表します。公表の対象となるのは、提案書の「1. 提案事業の名称」、「3. 提案事業の概要」です。

なお、提案者名や提案内容の詳細情報については、原則非公表とします。

11.提案を取り入れた事業実施が適当であると判断された事業の取扱い

提案を取り入れた事業を実施する場合には、モデル事業所管部課において必要な調整や予算措置、契約手続等を行います。なお、事業の実施主体の選定に当たっては、関係法令に従い、適正に選定を行います。

12.費用負担

提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。

13.その他

提案事業の契約（提案）期間内であっても、施設の統合、廃止、用途の変更等を行うこととなった場合は、提案事業の契約を取り消すことがあります。

この場合において、当該指定の取消によって生じた損害について、本市はその賠償の責めを負わないものとし、当該提案事業の取り消しを受けた施設については速やかに原状に復して明け渡しをしていただくこととなります。

なお、施設の廃止、統合、用途の変更は、以下の場合をいいます。

- ・施設を廃止する場合
- ・他の施設と統合する場合